

資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか 1 つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	次のいずれか 1 つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m³以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 合計 200 t 以上

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目を利用又は発生する場合には、あわせて回答してください。